

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2015-008 事件

競技者氏名： X

競技種目： パワーリフティング競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 28 年 1 月 7 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 山内 貴博

山内 貴博

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 27 年 12 月 16 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果、及びその後に提出された当事者からの書面にに基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 28 年 1 月 7 日

山内 貴博 山内 貴博

浅見 俊雄 浅見 俊雄

村山 正博 村山 正博

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、平成 27 年 9 月 13 日（検体採取の日）から同年 11 月 2 日（暫定的資格停止期間の開始日）までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 20 回ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1.1 項本文及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 27 年 11 月 2 日より 4 年間の資格停止

とする。

[理由]

- 平成 27 年 9 月 13 日に実施された競技会検査において競技者からメタンジエノン (metandienone) の代謝物が検出されたが、同物質は、2015 年禁止表国際基準 (以下「禁止表」という。) における「S1.蛋白同化薬/1.蛋白同化男性化ステロイド薬 (AAS) /a.外因性 AAS」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項 (競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること) の違反 (以下「本違反」という。) が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績 (第 20 回ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手権大会における競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。) はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞 (もしあれば) はいずれも剥奪される。
- 上記検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」には該当しないところ、競技者は、本聴聞会終了後、「D アナボル 10mg (Danabol-LA)」という名称の薬品 (以下「本件薬品」という。) を、「禁止薬物」であることを認識しながら平成 25 年 1 月にネットショップから購入し、本件競技会で検査が行われるまで練習日 (週 3~4 日) のトレーニングの前後にそれぞれ 2 錠ほど服用していたことを自認する文書を聴聞パネルに提出した。また、競技者が本件薬品を購入したネットショップには、「D アナボルの主成分、メタンジエノン (Methandienone) はアナボリック・ステロイド (anabolic steroid) として知られる成分で、世界各国のボディビルダーやタイの一流キックボクサーなどのスポーツマンが多く愛用しています。」との記載があり、本件薬品に上記検出物質が含有されていることが明記されている (なお、「metandienone」と「Methandienone」は同一の物質と認められる。)。このことからすれば、競技者が本違反を意図的に行ったことは明らかであり、本規程 10.2.1.1 項本文が適用される。
- 競技者は、15 年ほど前に、ドーピング検査で規律違反となり処分を受けたことがあると自認したが、10 年以内の違反ではないため、本規程 10.7 項は適用しない。よって、本規程 10.2.1.1 項の定めに基づき、競技者を 4 年間の資格停止とするのが相当である。
- 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 27 年 11 月 2 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている (かかる暫定的資格停止に関しては同年 12 月 16 日に暫定聴聞会が開催されている。)。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 11 月 2 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以上